

2020. 4. 21

当地外務省の発表（ビザの有効期限及び無査証滞在期間の再々延長）について
（新型コロナウイルス関連）

- 4月20日夜、当地外務省は公式ホームページにおいて、ウズベキスタンに滞在する外国人のビザの有効期限が6月1日まで自動延長されること、また、一定期間、ビザを取得せずに滞在が認められている外国人について、その許可されている滞在期間が終了する場合、例外的に6月1日まで滞在を認めること等を発表しました。
- 上記に関するものを含め、当地における滞在に関する必要なお知らせについては、当館より領事メール及びホームページを通じて、情報提供いたしますところ、常に情報を得ることができる体制を維持していただけますようお願い申し上げます。

1 発表内容は以下のとおりです。

- (1)（ウズベキスタンへの新型コロナウイルスの侵入の阻止に係る措置策定）特別共和国委員会は、新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的として現在行われているすべての制限措置について、2020年5月10日まで延長することを決定した。
- (2) また、外国人に対して与えられている**ビザの有効期限は、自動的に6月1日まで延長**されることとなる。それに加え、一定期間、ビザを取得せずにウズベキスタンに滞在する権利を有する外国人に対しても、（無査証で滞在できる期間が終了する場合）**例外的にウズベキスタンに本年6月1日まで滞在することが認められる**。
- (3) 関連して、特別共和国委員会は外国に滞在するウズベキスタン国民の帰還のために、チャーター便を準備する決定を別途行うこととなる。特別共和国委員会の決定及びチャーター便の日時及び行き先地については追加の情報発信を行う。

2 上記に関するものを含め、当地における滞在に関する必要なお知らせについては、当館より領事メール及びホームページを通じて、情報提供いたしますところ、常に情報を得ることができる体制を維持していただけますようお願い申し上げます。

（何かあった場合の連絡先）

○在ウズベキスタン日本国大使館

住所：Tashkent city, Yashnabad dist., Sadyk Azimov str., 1-28

電話：（代表）+998-78-120-8060,（夜間・休日用緊急携帯）+998-91-162-5009

ホームページ：https://www.uz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※新型コロナウイルス関係特設ページ：

https://www.uz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00014.html

○日本国外務省領事サービスセンター

電話：（代表）+81-3-3580-3311,（内線）2902, 2903